

西尾市バスケットボール協会一般の部規約

第1章 名称

第1条 本協会は西尾市バスケットボール協会と称する。

第2章 目的・事業

第2条 本協会は西尾市バスケットボール競技の普及、発展及び会員の親睦、子供たちの手本となるよう礼儀及び技術の向上を目的とする。

第3条 本協会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1) 本協会の主催する競技会及びイベントを開くこと。
- 2) 各種講習会の開催。
- 3) 入会チームの連絡及び統括を行うこと。
- 4) その他の大会において目的達成の為の事業。

第4条 本協会の事業は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第3章 組織・事務局

第5条 本協会は（一社）西尾市スポーツ協会の構成員として組織される。

第6条 本協会は入会チーム及び本協会が認める諸団体によって組織する。

- 1) 代表者が西尾市在住及び在勤によるチーム。
- 2) 代表者、選手が大学生以上であること。
- 3) チーム構成が男女別であること。
- 4) 代表者が近辺在住のチーム。
- 5) 本協会が認めるチーム。

第7条 本協会は事務局を会長の指定した場所に置くこととする。

第4章 競技会

第8条 本協会主催競技会は選手権大会、西尾リーグ、会長杯とする。

第9条 本協会主管競技会は市民体育大会とする。

第10条 本協会主催競技会に参加する場合は本協会に入会しなければならない。

第11条 本協会主催、主管する競技会に参加するにあたって2種類の選択が出来ることとする。

- 1) 選手権大会及び市民体育大会。
- 2) 選手権大会及び西尾リーグ及び市民体育大会及び会長杯。

第12条 本協会主催する競技会を次のように参加制限をする。

- 1) 選手権大会は本協会に入会したチーム。
- 2) 西尾リーグは、本協会に入会した男子最大24チーム、女子最大6チームとする。
- 3) 新規入会チームは初年度のリーグ戦には参加できないとする。
- 4) 会長杯は、本協会に入会したチームの中から西尾リーグに参加したチームのみとする。
- 5) 会長杯は男子のみ西尾リーグ上位16チームとする。
- 6) 選手が男女別のチーム構成とする。

第13条 本協会主管する競技会を次のように参加制限をする。

- 1) 代表者が大学生以上であること。
- 2) 大学生以上のチーム構成とする。
- 3) 選手が男女別のチーム構成とする。

第14条 本協会はシードチームを次のように定める。

- 1) 選手権大会は、前年度会長杯優勝、準優勝、3位の4チームとする。
- 2) 市民体育大会は、本年度西尾リーグ1部、上位4チームとする。
- 3) 会長杯は、本年度市民体育大会で西尾リーグ参加上位4チームとする。

第15条 本協会主催及び主管競技会の組み合わせ等は本協会の責任抽選とする。

第5章 入会・脱会・休部

第16条 入会は新規と継続の2通りとする。

第17条 入会は指定した書類を期限までに提出しなければならない。

第18条 入会期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 入会条件を次のように定める。

- 1) 第2条・第3条-1・第3条-2・第3条-4をともに歩めるチーム。
- 2) 第6条に当てはまるチーム。
- 3) オフィシャル要員及び2名以上の帯同審判員を構成できるチーム。
- 4) 帯同審判員はレフリースーツの着用を義務とする。
- 5) 本協会が定めたルールを尊重できるチーム。
- 6) 本協会が指定した書類を期限まで提出できるチーム。
- 7) 本協会に入会料及び大会参加料及び広告料を一括で収めることが出来るチーム。
- 8) 本協会が行う代表者会議及び講習会等に参加できるチーム。
- 9) スポーツ保険等に加入しているチーム。
- 10) 本協会が認めるチーム。

第20条 新規チームの途中入会は認めない。

第21条 新規入会希望チームは本協会が定める期限までに面接を受けなければならない。

第22条 新規入会チームは初年度のリーグ戦には参加できないとする。

第23条 本協会は入会期間中であっても脱会できることとする。

その時は役員と面談したのち、指定した書類を提出しなければならない。

第24条 本協会はチームを強制脱会させることができることとする。

- 1) 第19条に違反したチーム。
- 2) オフィシャル及び審判の割り当てを放棄したチーム。
- 3) 競技会での棄権が頻繁にあるチーム。
- 4) 所属チームの登録選手が社会的信用を無くした場合。
- 5) 本協会で議決されたチーム。

第25条 強制脱会及び脱会したチームは納付した登録料などは一切返済しないとする。

第26条 強制脱会されたチームの脱会届提出は不要とする。

第27条 本協会は年度初めから休部を認めない。

第28条 本協会は入会期間中であっても休部を認めない。

第6章 選手登録・移籍

第29条 選手登録を次のように定める。

- 1) 大学生以上であること。
- 2) 高校生は事務局に申し出れば認める。
- 3) 中学生以下は登録を認めない。

第30条 選手登録は指定した書類に記載し期限までに提出しなければならない。

第31条 本協会は選手の二重登録はできないとする。

第32条 本協会へ登録をした選手はチーム入会期間中、他チームへ移籍できないとする。

第33条 本協会へ登録をした選手はチーム入会期間中、他チームへスポット参加はできないとする。

第34条 本協会はチーム入会期間中であっても新規選手追加登録をできることとする。
登録該当者を次のように定める。

- 1) 本協会に選手登録をしていないこと。
- 2) 社会的に信用があること。
- 3) 本協会が認めた場合。

第35条 チーム入会期間中に新規追加登録をする場合は該当する選手の競技会初戦までに指定した書類を提出しなければならない。

第36条 違反した場合は次の処置を行う。

- 1) 該当選手は本協会の事業期間中、登録を認めない。
- 2) 該当チームは本協会主催の参加競技会では棄権扱いとする。
- 3) 該当チームは本協会の事業期間内中、社会貢献事業の奉仕。
- 4) 該当チームの反省文及び誓約書の提出。
- 5) 該当チームが同じ過ちをした場合、強制脱会できるとする。
- 6) 該当チームが納付した参加料などは一切返済しない。

第7章 オフィシャル・審判

第37条 第19条-3を厳守することとする。

第38条 本協会が定めた運営スケジュールを守るように努力することとする。

第39条 担当した試合が終了後、スコアシートにサインをしてスコアシートを本部席に提出することとする。

第40条 当日欠員が生じた場合は他会員に協力を要請してもよいこととする。

第41条 チーム事情による大会欠場では、直前の連絡や、メールのみの連絡では事務局は対応しない。他のチームのために、適切な対応をすること。具体的に適切な対応とは、欠場したチームの選手（～4人）が、決められた（トーナメント戦では敗者として）試合の審判、TOを行うことである。

第8章 附則

第42条 この規約に必要な事項の改廃は本協会理事会の決議によることとする。

第43条 この規約は平成25年4月1日より施行する。

平成27年4月1日改正。

平成30年4月1日改正。